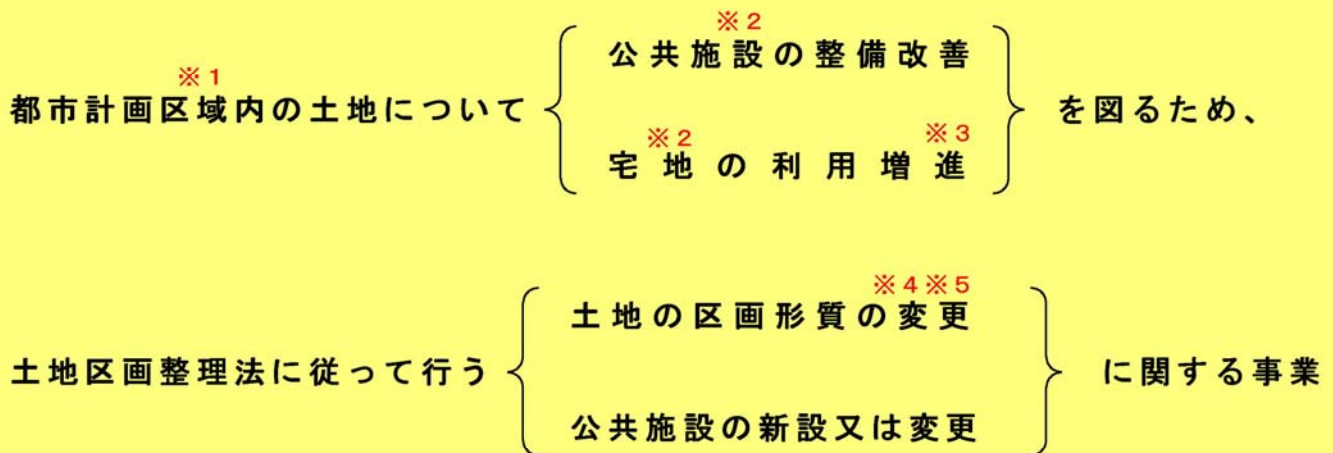


土地区画整理事業とは



土地の利用の促進のため必要な、電柱・ガス管・上下水道の新設など
 (いわゆる土地区画整理法第2条2項事業)

- ※1 都市計画区域 …………… 神戸都市計画区域 ≡ 神戸市の行政区域 約553 km²
- ※2 公共施設と宅地 …………… 一般の用例とは、著しく異なっている

公共施設 → { 道路、公園、広場、河川、運河、船だまり、
 水路、堤防、護岸、公共物揚場、緑地 } の11種

宅地 → 公共施設の用地として国又は地方公共団体の所有する土地以外の土地

宅地 具体例	民有地	: 田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園、雑種地
	国有地	: 公用財産、公共用財産、皇室用財産、企業用財産、普通財産
	準国有地	: ○○○○用地 (単独立法による公社、公団、事業団用地)
	市有地	: 行政財産、普通財産

- ※3 宅地の利用増進 …………… 利用価値を高めること
- ※4 土地の区画の変更 …………… 敷地境界線の変更 (位置、形、面積などの変更)
- ※5 土地の形質の変更 …………… 切土、盛土、整地